

岩手県告示第686号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成20年10月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 胆沢郡金ヶ崎町
- 2 基本測量を実施する期間 平成20年9月24日から平成21年2月28日まで
- 3 基本測量を実施する種類 基本測量（平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震に伴う基準点改測作業）